パソコンにおけるテレビ放送番組の録画機能の表記について

平成 21 年 12 月 31日

(社)電子情報技術産業協会 パーソナルコンピュータ事業委員会 ホームデジタル専門委員会

1. 主旨

本書は、消費者の誤認や混乱を未然に防止し、健全な普及促進に資することを目的として、パソコンにおけるテレビ放送番組の録画機能の表記についてまとめたものである。

なお、平成19年3月30日に同主旨でJEITA-情シ第258号「パソコンにおけるテレビ放送番組の録画機能の表記について」を制定したが、その後の技術進歩や市場・製品動向を鑑み、本書に改定する。

2. 対象機能の範囲

以下の私的録画の場合を対象とする。

- ①アナログテレビ放送チューナで受信したアナログテレビ放送番組をデジタル化し、ハードディスク装置 (以下 HDD と略記)に録画する場合、
- ②デジタルテレビ放送チューナで受信したデジタルテレビ放送番組をHDDに録画する場合、

上記の場合で、デジタルレコーダなどデジタル家電機器との整合性を考慮し、録画モード、録画可能推定時間、録画に必要なHDD記憶容量をホームページ、カタログにて表示することを推奨する。ワンセグ対応録画機器については必要に応じ、別途定めることとする。

3. 表記内容

(1) 録画モード

録画モード、平均ビットレートおよび画素数を記載する。

(表記例)

(表記) : (ビットレート:平均)、(画素数)

 高画質モード : 8Mbps 、720 x 480ドット 標準画質モード: 4Mbps 、720 x 480ドット

長時間モード : 2Mbps 、720 x 480ドット ④ 超長時間モード: 1.2Mbps 、352 x 480ドット

*5:上記の表記は例示であり、各録画モード名称及び数値の使用を規定するものではない。

*6:マニュアルでビットレートや画素数を設定することが可能な録画モードについての表記方法は特に定 めない。

(2) 最大録画可能時間の表記

(3)

最大録画可能時間を記載する。また、最大録画可能時間の算出に用いた最大録画可能なHDD容量の 根拠を明示する。実際の録画可能時間が「最大録画可能時間」を下回る可能性がある場合には、その旨 を記載する。

(表記例)

- ①「実装HDDの容量zzzGBから動作に必要な容量yyyGBを引いた残りの容量 xxxGB。」
- ②「PC購入時のHDD空き容量 xxxGB」
- ③「HDDの空き容量 xxxGBに録画した場合」(xxxGBは実装されているOS、ユーティリティが 利用する容量を差し引いた値で、実働可能な値。)

「上記で示したxxxGBに対して、超長時間モード(1.2Mbps)で計算した場合。」

なお、録画する番組や HDD の利用状況により、実際の録画時間が最大録画可能時間よりも少なく なる場合があります。

(3)1時間当たりの録画に必要なHDD容量

1時間当たりの録画に必要なHDD容量を記載する。

(表記例)

- ①「標準画質モードにおける、録画に必要な1時間当たりのHDD容量はnnGB」
- ②「必要録画HDD容量:1時間当たりnnGB (標準画質モード)」
- *1:使用する画質モードを表記するが、どのモードを使用するかは任意とする。
- (4) デジタル放送の録画時間

地上デジタル放送、BSデジタル放送をビットレート変換しないで録画する場合の録画時間の算出は、 以下のビットレートを使用する。

① 地上デジタルハイビジョンテレビ放送: 17Mbps

② BSデジタルハイビジョンテレビ放送 : 24Mbps

③ 地上デジタル標準テレビ放送 : 8Mbps

④ BSデジタル標準テレビ放送 : 11Mbps

*1 <u>ただし、放送波の実測値との差が無視できない場合は算出根拠を提示することで、このビットレー</u> トを使用しなくてもよい

4. 推奨事項を記載した表記例

(アナログ放送録画時またはデジタル放送を録画する時)

(表記) : (ビットレート ; 平均)、(画素数)

① 高画質モード : 8Mbps 、720 x 480ドット

② 標準画質モード: 4Mbps 、720 x 480ドット

③ 長時間モード : 2Mbps 、720 x 480ドット

④ 超長時間モード: 1.2Mbps 、352 x 480ドット

- ・最大録画時間 nnn 時間録画できます(実装 250GBのハードディスクで, 出荷時の空き容量が200GB. 標準画質モードで録画した場合)。なお、録画する番組や HDD の利用状況により、実際の録画時間が最大録画可能時間よりも少なくなる場合があります。
- •1 時間あたり約nGBのハードディスク容量が必要です(長時間モードの場合)

5. 実施時期

2010年3月末までに新機種から適用する。

6. その他

表記については必要に応じて随時見直しをする。